

議案第147号

執行機関の附属機関設置に関する条例及び宝塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

執行機関の附属機関設置に関する条例新旧対照表（第1条による改正関係）

（改正案）

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市個人情報保護・情報公開審議会	宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号)による制度の運営に関する事項、宝塚市情報公開条例(平成12年条例第50号)による制度の運営に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に関する事項についての調査、審議に関する事務		

（現行）

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				

宝塚市個人情報保護・情報公開審議会	宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号)による制度の運営に関する事項、宝塚市情報公開条例(平成12年条例第50号)による制度の運営に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する評価書に関する事項についての調査、審議に関する事務		

宝塚市個人情報保護条例新旧対照表（第2条による改正関係）

※この新旧対照表中第2条第5号及び第33条第4項の改正規定に係る部分については、宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号)に宝塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年条例第35号)が溶け込んだものを現行として作成しています。

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項 _____ に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6)～(12) 略</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第33条第1項～第3項 略</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定に基づく情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者 _____ (当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(保有特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第36条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、第10条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6)～(12) 略</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第33条第1項～第3項 略</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定に基づく情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(保有特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第36条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、第10条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定</p>

に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 略

に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 略